

# 福井原発訴訟を支える会ニュース

2015年10月8日 No.19 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263  
E-mail [nql30048@nifty.com](mailto:nql30048@nifty.com) ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

## 内 容

第8回口頭弁論および報告集会(9月29日)の概要	1
第2次仮処分第3回審尋(9月29日)の概要	5
お知らせ(10月18日現地視察、12月18日支える会総会、今後の日程)	7
支える会強化についてご協力を	8

9月29日、本訴第8回口頭弁論とそれにつづいて第2次仮処分申立の第3回審尋が天津地裁で行われました。審尋終了後、弁護士会館で報告集会、記者会見が行われました。

## 9月29日 本訴第8回口頭弁論

### 原告 準備書面(12)、(13)で津波、地震問題で被告の対応・主張を批判

### 関電 新規制基準の説明およびそれへの適合を主張

本訴の第8回目となる口頭弁論において、原告側は準備書面(12)、(13)を提出し、それぞれ津波と地震問題での被告関西電力の対策や主張は極めて不十分であること批判しました。

一方、被告関西電力側は、準備書面(10)を提出し、新規制基準の制定経過、設置許可基準規則等について述べ、高浜3、4号機について規制委員会が基準適合性を認めていると主張しました。

なお、美浜1、2号機については、廃炉が決定されているため、7月29日付けで本訴の対象から取り下げ手続きを行いました。したがって、今後9基の原発を対象にして裁判を行うことになります。

#### 【法廷内でのやりとり】

山本裁判長は、関西電力に対して、原告の主張それぞれに対して認否を行い反論するよう求めましたが、関西電力側は裁判長



の要望には可能な限り対応すると答えるにとどまりました。

また、井戸弁護団長が、被告は高浜についてのみ主張しているが、大飯、美浜はどうするのかとただしたのに対し、検討しているが直ちにはできない、今後の2、3回の期日内ですべて収まるかは約束できない、と回答しました。

次回の第9回は12月18日14:00から、その次の第10回は来年3月4日14:30からとなりました。

## 【原告準備書面(12)の概要】

被告関西電力の津波対策の甘さを批判した準備書面(12)の概要は以下のとおりです。

①被告は、文献調査の結果、「発電所敷地周辺の沿岸に大きな水位変動をもたらした津波は認められなかった」とし、津波堆積物調査の結果、「本件各原発の安全性に影響を及ぼすような津波の痕跡は認められなかった」と主張する。

しかし、福井大学の調査では、福井県高浜町の若狭湾沿いの地層（高浜原発の南東約6キロメートルの地点）から、海岸の砂とみられる丸い粒子や貝殻、ウニのトゲなど、14～16世紀の津波の痕跡とみられる堆積物が発見された。これは原告らが訴状において主張した西暦1586年の天正大地震による大津波の発生を裏付ける地質学上の証拠となる可能性があるが、被告は今回の痕跡発見地の調査を行っていない。天正大地震による大津波については、当時、日本に滞在していた宣教師ルイス・フロイスが、「日本史」という文献に、「大波が猛烈な勢いで押し寄せて町を襲い、ほとんど痕跡をとどめないまでに破壊した」と述べている。これほどの大津波が押し寄せた可能性を示す地質学上の証拠を被告はこれまでで見逃してきたものであって、被告の津波リスク評価や主張には数々の盲点や意図的過小評価が存在すると考えられる。

②原子力規制委員会が作成した「基準津波及び耐津波設計指針に係る審査ガイド」には、「歴史記録については、震源像が明らかにできない場合であっても規模が大きかったと考えられるものについて十分に考慮されていること」「津波の観測記録、古文書等に記された歴史記録、伝承、考古学的調査の資料等の既存文献等の調査・分析により、敷地周辺において過去に襲来した可能性のある津波の発生時期、規模、要因等

について、できるだけ過去に遡って把握できていることを確認する」との記述があり、伝承津波について十分な調査と考慮が求められているところ（12頁）、被告は、被告が原子力規制委員会に提出した設置許可申請が同委員会において大筋了承されていると主張している。しかし実際には、被告は、天正大地震による大津波の発生を裏付ける可能性のある堆積物の調査も十分に実施しておらず、くるみ村を全滅させた大津波の検討もしていないのであって、上記審査ガイドに要求されている水準の調査と考慮すらできていない。

③被告は、地震、地滑り、火山活動といった津波発生要因ごとに、評価点における津波水位を計算した上で、地滑りは地震によって発生することが想定されるという理由から、地震とその地震によって発生する地滑りが重畳して発生する津波についても検討している。しかし、被告の評価結果によれば、次の各場合において、単独波源の場合よりも、組み合わせた場合の方が津波水位が低くなっている（たとえば、若狭海丘付近断層による地震の津波高さは4.5m、海丘トラフ地滑りによる津波高さ2.0mの組み合わせ津波高さ4.4m）。

④たとえば、津波最大高さが6.1mという計算結果があるのに計算方法を変えることによって5.5mという値が採用されている。津波予測には「倍半分」の誤差があることを考慮に入れていない。

⑤高浜原発の防潮堤の基礎の杭は、支持地盤まで貫入されておらず、杭と地盤の摩擦によって支持力を確保するという考えによっている。しかし、杭周辺の地層は地震時に液状化する土質であり、液状化した状態で津波の襲来を受ける恐れが想定される。その場合、防潮堤は破壊され、津波対策の役割を果たさない。

⑥若狭湾周辺の地震では地盤が陥没された

ケースは枚挙に暇がないがこのことが考慮されていない。

## 【原告準備書面(13)の概要】

準備書面(13)は、被告関西電力職員の原口和靖氏の基準地震動にかかる意見書（以下、「原口意見書」という）に対する反論と基準地震動策定問題についての主張を補充したものです。

### 1. 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について

①原口意見書は、断層長さとは地震マグニチュードの関係を示した松田式のばらつき問題（大きなばらつきがあるにもかかわらず平均値で表すため、過小評価につながっている問題）については何の反論もない。

②原口意見書では、震源特性、サイト特性、伝播特性等について特異なものを認めなかったとして特異性が考慮されていないが、現実の地震動が平均よりばらつく原因は把握されていない。

③原口意見書では、被告が FO-A～FO-B～熊川断層の三連動する可能性を考慮したこと、地震発生層の上端深さを 3km としたことをさも安全側の対応であるかのように主張する（19～30 頁）。しかし、これらについては、被告が、三連動を否定し、地震発生層の上端深さを 4km と主張していたところ、原子力規制委員会がこれを了承しなかったため、被告がやむを得ず原子力規制委員会の考えを取り入れたものであって、当然のことであり、取り立てて安全側の評価などと自画自賛するようなことではない。

④断層モデルについて、原口意見書は高く評価しているが、原告らが指摘している適用データのばらつきの問題には触れていない。

この点ではとくに、断層面積から地震モーメントを算定するため被告が採用してい

る入倉・三宅の式では、他の研究者が提案している式よりおおむね 0.4 低く算出される。マグニチュードが 0.4 異なると地震の規模は 4 倍異なる。地震の大きさは地震の加速度に 1/3 乗で影響を与えるから地震の大きさが 4 倍になれば、地震の加速度は 1.6 倍になり、基準地震動も 1.6 倍になる。

なお、島崎邦彦東大名誉教授（元原子力規制委員）も、津波想定に関連してではあるが、入倉・三宅(2001)の式による地震規模の算出値は実測値に比べほぼ半分から 3 分の 1 にとどまり、ほかの式より「小さくなる傾向は明らか」と指摘している。

⑤原口意見書は、被告がした「不確かさの考慮」が相当であると述べるが、その理由には全く説得力がない。

### 2. 「震源を特定しないで策定する地震動」について

①震源を特定しないで策定する地震動の問題点については、被告が採用している 2004 年留萌支庁南部地震の評価方法の問題点について、①この地震が引き起こした最大地震動を、観測記録である 1000ガルではなく、解析記録である 1500ガルとすべきこと、②この地震の 16 倍の規模の地震が高浜原発直下で起きることを想定すべきこと、の 2 点を指摘した。原口意見書では、「震源を特定せず策定する地震動」について説明をしているが、原告らの上記指摘については無視を決め込んでいる。

②Mj6.8の中越沖地震（2007年）が解放基盤表面地震動1699ガルの地震を起こし、Mj6.1（Mw5.7）の留萌支庁南部地震（2004年）が基盤地震動1080ガルと想定される地震を起こしたのである。そして、これらが、それぞれの地震の規模に照らして最大級の地震動であるとする根拠もない。これらがいずれも

過去10年余に起こった地震であることに照らせば、観察期間を長くすれば、これらを凌駕する地震動が生じうることも当然想定すべきである。しかるに、これらの現実を目の当たりにしながら、被告は、Mj7.8（これすら過小評価の可能性があるが）の地震を引き起こすFO-A～FO-B～熊川断層が活動しても、その近くに位置する高浜原発敷地で700ガル以上の地震動は到来しないと断言するのである。

③被告は、基準地震動の年超過確率が $10^{-4} \sim 10^{-5}$ /年であると主張する（被告準備書面(7)93～95頁）。年超過確率の算定方法を具体的にわかりやすく説明されたい。その説明がなければ、批判のしようがない。そもそも、詳細なデータは、過去20年余の地震についてしか持たず、概括的な情報ですら過去千数百年の地震についてしか持っていない私たち人類が、1万年に1度の地震だとか、10万年に1度の地震だとか評価できるものだろうかという根本的な疑問がある。

④原告らは、過去の地震のデータには大きなバラツキがあるから、過去の地震の平均像で原発の基準地震動を策定してはならないと主張した。被告は、過去の地震の平均像を基に基準地震動を策定していることを認めつつ、「震源特性」「伝播特性」「サイト特性」を考慮することで足りると主張する。そして高浜原発では、これらの特性を考慮した上、基準地震動としてSs-1～Ss-5が採用されたが、最も重要な指標となる周期0.02秒の水平動は、平均像そのものであるFO-A～FO-B～熊川断層の耐専式応答スペクトルに基づく地震動評価結果をわずかに上回るSs-1による700ガルに過ぎなかった。

⑤問題は、被告の手法で、現実の地震動のバラツキが評価され尽くし、災害の防止上支障のない基準地震動が策定されているのかどうかである。これを肯定するためには、少なくとも次の各事項が科学的に説明できることが必要である。しかし、これらの説明はなされていないというほかはない。

【応答スペクトルによる地震動評価について】

- 1) 松田式のバラツキの原因と高浜原発においてこれを考慮しなくても良い合理的な理由
- 2) 地震動の伝播の際の減衰の程度に大きなバラツキが発生するすべての原因と高浜原発における想定震源断層と高浜原発敷地との間において、その原因となる事実の有無

【断層モデルによる地震動評価について】

- 3) 地震モーメントの算出について、武村の式等による計算結果より4分の1の結果になってしまう入倉の式を用いる合理的な理由
- 4) 平均応力降下量を算定するに際し、100kmを超えるような長大な断層ではないのに、Fujii-Matsu'ura(2000)の関係式から導かれた3.1MPaを用いる合理的な理由
- 5) 統計的グリーン関数法と経験的グリーン関数法が抱える誤差の由来と、本件各原発において統計的グリーン関数法を用いる合理的な理由。他に選択の余地がないのであれば、バラツキの補正をしなくてよい合理的な理由

【不確かさの考慮について】

- 6) 不確かさを重畳させなくてもよいとする合理的な理由

【震源を特定せず策定する地震動について】

- 7) 解析による最大地震動を考慮しなくてもよいとする合理的な理由
- 8) 高浜原発においてMw6.5の近傍又は直下地震を想定しなくてもよいとする合理的な理由

【基準地震動の超過確率について】

- 9) その計算方法の詳細と計算結果の妥当性

※準備書面の詳細はホームページを参照してください。

<http://www.nonukesshiga.jp/archive>

## 9月29日 第2次仮処分申請に対する第3回審尋

# 申立人 準備書面(6)~(9)で津波と新規制基準の問題を主張 関電 主張書面(6)、(7)で申立人の求釈明について説明 裁判長 12月の審尋日程を設定→早期結審を要求

9月29日日本訴第8回口頭弁論につづいて、第2次仮処分の第3回審尋が天津地裁（山本善彦裁判長）で行われました。

申立人側は、準備書面(6)、(7)、(8)、(9)を提出し、本訴で主張したとおり新規制基準は周辺公衆の放射能被害を防止することを何ら保証するものではなく、まさしく、既存の原発の再稼働ありきの、人格権侵害を容認する極めて不合理な基準であることや津波の問題、地震の問題等について主張しました。

関電側は、裁判所の要請に基づき、新規制基準の新旧対照とともに、申立人側の主張書面(3)、(4)の地震対策、津波対策、竜巻対策、テロ対策等について反論した主張書面(6)、(7)を提出しました。

前回、山本裁判長はあと1、2回の審尋としており、今回結審という見方もありましたが、次のような関電側の対応により、12月15日の審尋の日程が設定されました。

### 【法廷内のやりとり】

関電：申立人準備書面(6)、(7)について反論を検討する。

裁判長：地震に対して基準の何倍強化したという説明はできないのか。

関電：たくさんの機器があり、定量的に何倍という言い方はむずかしい。

裁判長：次回をどうするか。

井戸弁護士：前回、あと1、2回で次回は結審ということだった。今回は1回目で次回は2回目で結審となるか。

裁判長：債務者の準備次第だ。

関電：次回にすべて終わるとは約束できない。次回の書面を見て判断したい。

河合弁護士：年内に終わることが仮処分に求められるスピードだ。

裁判長：本訴と同じ12月18日でどうか。

申立人側弁護士：もっと早く設定すべきだ。

裁判長：それでは12月15日15:00から。

## 報告集会での質疑応答

Q. 福井の異議審でひっくり返って、高浜が再稼働したとしても天津の仮処分ですべては止まるのか。

A. そのとおり。また、異議審で関電が負けると仮処分の効力は維持されるが、住民側が負けると、住民側が高裁に控訴し

ても仮処分の効力はなくなる。

辻原告団長

関電は引き延ばし作戦にでているようだ。早く結審を求める必要がある。

Q. 高浜では再稼働の準備が進められているが・・・。

A. 事前の準備は禁止の対象となっていない。

今日の新聞では燃料棒の装填はまだということになっている。

福井仮処分事務局長松田氏

11 月中はまず動かないと言う状況となっている。福井の仮処分決定がでてい

るにも関わらず関西電力は高浜を 11 月には動かしたいと言っていた。これを報道するマスコミもおかしい。裁判では関電を確実に追い詰めていると思う。これから、福井、滋賀、大阪で団結して頑張っていきたい。

## 河合脱原発弁護団全国連絡会共同代表の発言

全国的な原発裁判の状況ですが、昨年 5 月 21 日の福井地裁判決の控訴審は名古屋高裁金沢支部で行われていますが、裁判官はぐにゃぐにゃでよくわかりません。かなり時間がかかりそうです。4 月 14 日の福井地裁仮処分決定については、福井地裁で異議審が行われています。裁判官は 40 代の若い人で最高裁からひっくり返すために差し向けられてきたと思ったら、最初、関電に対して大変厳しい質問を行いました。これはしめたと思ったのですが、そうは問屋がおろさない。最近、関電の回答によくわかったと納得しているようです。今度は 10 月 8 日にこちらが答えなければならぬ。11 月 13 日にも期日が設定されているが、早ければ 10 月 8 日に結審となるかもしれない。がんばっているが、ひっくり返るかもしれません。そういう状況なので大津の仮処分は大事になっています。大津で勝てば再稼働はできません。そのため、今日の法廷では早く結論をだすようにと発言をしました。

川内原発の仮処分で負け、再稼働が行われて敗北感から福井の勝利がチャラになったように思う人もいますが、内容面の濃さと原子力村に与えた衝撃を考えると 10 対 1 ぐらいの比率で福井の勝利の方が大きいと評価しています。

その次に問題になるのは伊方原発、仮処分をかけてがんばらなければなりません。本訴だと控訴されると止まらない、本訴と仮処分の両輪でいかなければならないと思っています。全体としては我々が押している。やっとなければ 100 基以上できている。

戦略的には押して押すなかで、自然エネルギーに切り替えて行く、経済界もそういう方向に向けていく。我々の闘いは正義の闘いです。世界の流れもそうなっています。

## 記者会見での質疑応答

Q1. 仮処分は今回で終わるのかと思っていたが・・・。裁判長は他の裁判の動向をみているのか。

A. 他の動向をみているのではなく、決定を書くふんぎりがついていないのではないかと思う。どの程度の安全を見込

んだらいいのかという点を考えているようだが、そこが明確に判断できていない。

辻原告団長

仮処分の性格から結論をだすべき。県民の期待に応える形で結論をだしてほしい。

Q2. 松田式のばらつきについて

A. 過去の地震データは地表断層と震源断層のデータがある。地下の震源断層の長さ地震モーメントの関係は松田式で正確に表すことができると関電は言っているが、あくまで過去の地震データの関係式であり、将来どれだけの断層が動くか正確には予測できない。

Q3. 松田式が議論の対象となったのは今回初めてか？

A. 今回初めてだ。原口意見書が関電側の主張だ。

Q4. 津波は過小評価しているということか？

A. 具体的には伝承地震を十分調査していない。最近の福井大学の調査で過去の地震の痕跡が見つかったし、関電のホームページでもクルミ村が津波により全滅したという伝承が掲載（今は削除）されていたことを今回指摘した。また、関西電力は精度の高い予測をしたと主張しているが、学者は津波の精度は倍半分だと述べていることを紹介した。

## お知らせ

### 【10月18日原発現地視察について】

8月末までの1次募集の結果を見て余裕があれば2次募集を行うとしていましたが、すでにたくさんの応募があり、2次募集は行わないこととしたのでご了解ください。なお、視察の結果については次の支える会ニュースでお知らせします。

### 【支える会総会について】

本訴第9回口頭弁論終了後、以下のとおり支える会総会を行いますので多数ご参加ください。

日時 2015年12月18日 15:15～16:30

場所 滋賀弁護士会館4階大会議室

内容 ①本訴、仮処分の現局面と今後の展望（井戸弁護団長）

②1年間の会の活動報告（会計報告を含む）

③今後の会の活動計画（予算案を含む）

### 【今後の裁判の日程】

12月15日 15:00～ 仮処分第4回審尋問  
※ 申立人以外は入廷できません。

12月18日 14:00～ 本訴第9回口頭弁論  
※ 上記のとおり支える会総会を行います。

3月4日 14:30～ 本訴第10回口頭弁論



# 「支える会」の強化についてご協力を

## 「加入の訴え」を活用して 会員拡大にご協力を

7月の時点から会員が増えておらず、逆に微減となっています。12月の総会を予定していますので、これをめざして会員拡大に力をいれたいと思います。支える会の会員の増は、関西電力に対する大きな圧力になります。この点では、会員ひとりひとりのご協力をお願いします。

今回のニュースとともに加入の訴えと加入用紙を送付しますので活用ください。お知り合いのかたに声をかけてください。よろしくお祈りします。

## 支える会の状況

項目	現在	前回報告 以降増	減
会員数	414	0	2
(内 登録件数※)	383	0	2
メール送付会員	157	1	0
郵送会員	217	0	3
宛先不明・ニュース不要	13	0	0
2015年度会費納入	148	9	-

※同一世帯で加入されている場合は、1世帯で1件とカウントしています。

## 会費未納の方に納入のお願いを送付しています

今回のニュースとともに会費未納の方に振り込みのお願いを送付しています。支える会の会費は裁判闘争を継続するための最大の保証であることをご理解いただき、12月の総会までの納入にご協力ください。

日吉キンカン行動の会から、4,512 円(3.8 びわこ集会での風車売上金)のカンパをいただきました。ありがとうございました。

京都自治体問題研究所編のブックレットの斡旋

## 原発再稼働？ どうする 放射性廃棄物

### — 新規規制基準の検証 —

新規規制基準や「核燃料サイクル」の問題点をわかりやすく解説しており、滋賀の原発裁判の主張内容を理解する一助にもなります。

1冊 700 円。申し込みは吉原稔法律事務所まで。本のお渡しは、10月18日の視察に参加される方はその時に。それ以外の方は12月18日の総会で。